

# マンスリー・レビュー

2018.7



三井住友銀行

企画  
編集 日本総合研究所

## CONTENTS

視点	農産物・食品の輸出拡大に向けて 日本総合研究所 調査部 大泉啓一郎 … 1
経済トピックス	米国の自動車市場をどうみるか 日本総合研究所 調査部 長野弘和 … 2
社会トピックス①	地方自治体の行政サービスの地域差について考える 日本総合研究所 調査部 蜂屋勝弘 … 4
社会トピックス②	中小企業での活用が期待される企業間データ連携 日本総合研究所 調査部 藤田哲雄 … 6
アジアトピックス	中国経済の現状と展望 日本総合研究所 調査部 関 辰一 … 8
データアイ	地域別にみた外国人の就労状況 日本総合研究所 調査部 西浦瑞穂 … 10
KEY INDICATORS	…………… 12

---

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いくださいますようお願い致します。本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

---

## 農産物・食品の輸出拡大に向けて

「攻めの農業」が本格化してきました。2017年のわが国の農林水産物・食品の輸出額は前年比7.6%増の8,071億円でした。5年連続の増加で、2012年の4,497億円に比べると1.8倍に拡大しました。これには2015年以降、政府が「日本再興戦略」の一つとして農産物の輸出促進に本腰を入れてきたことが影響しています。2016年5月に「農林水産物の輸出力強化戦略」がとりまとめられ、2017年4月には農産物・食品のブランディングやプロモーションを強化する「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」が設立されました。これらの施策を通じて、2019年の輸出額が1兆円を突破することが目標として掲げられています。

わが国の農林水産物・食品の輸出先は、地域的にはアジアが多いのが特徴です。第2位の米国を除けば、第1位が香港、そして第3位以下、中国、台湾、韓国、タイ、ベトナム、シンガポールの順で上位を占めています（アジアのシェアは73%）。アジア向け輸出は、現地の所得水準の上昇により、今後も順調に拡大するものと思われます。アジアの家計消費の規模は2010年の2兆7,000億ドル（日本の0.8倍）から2016年には5兆1,000億ドル（同1.8倍）に増加しました。これに伴い、農林水産物・食品の輸入も2010年の1,646億ドルから2016年には2,517億ドルに増加し、世界のシェアで見れば、14.3%から18.4%に上昇しています。

アジアからの訪日観光客を農産物・食品の輸出に結びつけるのも重要な視点です。2017年の訪日外国人数は過去最高の2,869万人となりましたが、うちアジアからの観光客数は2,472万人で全体の86.2%を占めます（前年比21.0%増）。アジアからの観光客の日本滞在中の飲食費は、2014年の4,311億円から2017年には8,856億円へほぼ倍増しました。また、食品・飲料・タバコ・酒類と菓子類の購買額（土産を含む）も1,629億円から3,456億円へ倍増しています。

日本食が東アジアでブームになっていることも農林水産物・食品の輸出拡大にプラスに働いています。ちなみに、アジアの日本食レストランは、2013年の27,000店から2017年には2.5倍の69,300店に増加しました。

輸出のさらなる拡大に向けて、電子商取引（EC）も積極的に活用すべきでしょう。アジアでは安価なスマートフォンの普及を背景にインターネットを通じた輸入が増えているためです。近年、ECを支えるプラットフォームが充実してきたのも望ましい動きです。日本の農産物・食品の競争力は輸送技術にもあります。すでに香港・シンガポールでは、ネット申し込みに応じた産地からの冷凍便による配送が始まっています。

このように、新たな取り組みを通じて、今後一段とアジアの農林水産物・食品マーケットを開拓していくことが期待されます。（大泉）

## 米国の自動車市場をどうみるか

米国の新車販売台数は、金融危機を契機に2009年にかけて大きく落ち込んだものの、2015年には金融危機前を上回る水準へと回復しました(図表1)。もっとも、2017年には8年ぶりの減少に転じ、新車販売市場の変調に注目が集まっています。そこで以下では、足元の米国新車販売市場を取り巻く状況を整理したうえで、先行きを展望しました。

### 押し上げ要因がはく落

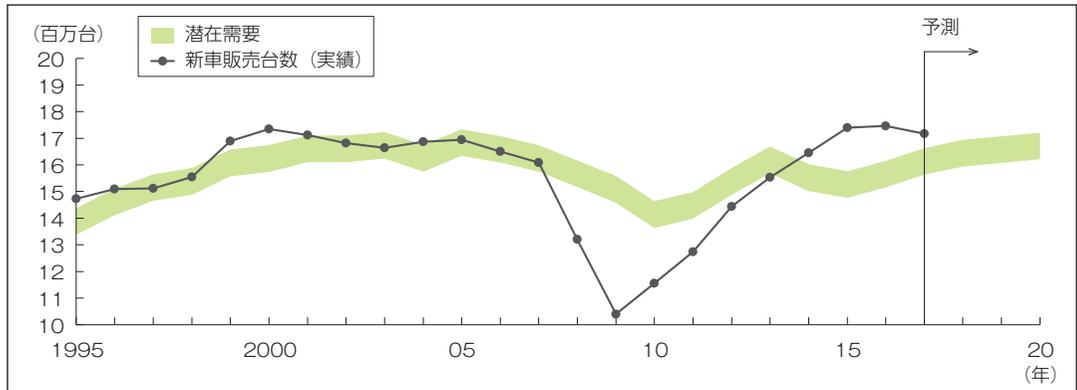
金融危機後の米国の新車販売は、①金融機関の緩和的なローン貸し出し態度、②返済負担の軽いリース販売の増加、③金融危機の間に生じたペントアップ需要(先送り需要)の顕在化、などによって押し上げられてきました。2017年の販売減少は、これらの押し上げ要因がはく落したことが原因といえます。

まず、金融機関の貸し出し態度が厳格化しつつあります。金融危機後の雇用・所得環境の改善に伴い、金融機関は積極的に自動車ローンの貸し出しを増加させてきました。しかし、2015年以降、自

動車ローンの長期延滞率が上昇に転じたことを受けて、金融機関の貸し出し態度は厳格化に転じ、信用力の低いサブプライム層向けを中心に融資を抑制しています。こうした動きに加え、FRBの利上げに伴う貸出金利の上昇もあって、新車購入者の資金制約が強まっていると推察されます。

次に、リース販売の増勢一服です。金融危機以降、自動車購入代金の全額借り入れと比べ、返済負担が軽いリース販売が新車販売のけん引役となってきました。実際、危機前には2割程度であった新車販売に占めるリース販売の割合は、2016年には約3割まで上昇し、販売台数は200万台から400万台へ増加しました。しかし、リース販売は利幅が小さいため、新車市場の回復とともに、自動車メーカー・販売店が消極姿勢に転じるようになりました。さらに、これまでの積極的なリース販売が、新車需要を押し下げるといった副作用も現れています。すなわち、平均3年程度のリース期間を終えたリース落ち車両が中古車市場に流入し始める

図表1 新車販売の実績と潜在需要



(資料) Bureau of Economic Analysis, U.S. Department of Transportation, U.S. Census Bureau, Manheimを基に日本総合研究所作成

(注) 潜在需要は、①世帯数の伸び、②世帯当たり自動車保有台数、③スクラップ比率、④レンタカー事業者需要、⑤その他事業者および政府需要、のデータに基づき上下の幅をもって試算(3年移動平均)。

ため、良質で値ごろ感があるリース落ち車両を選択する消費者が増加しつつあります。

## 潜在需要への回帰

このように、新車販売に携わる企業の行動変化がマイナス要因として働いていますが、より大きな販売不振の背景はペントアップ需要の一巡です。金融危機後に新車販売は大きく落ち込みましたが、世帯数や一世帯当たりの自動車保有台数、自動車の更新需要等から試算される潜在需要はそれほど落ち込まず、過少需要の状態に陥りました（前掲図表1）。そのため、景気や金融情勢が正常化するに従い、潜在需要水準に向かって回復する動きが生じ、2014年には潜在需要を上回るようにさえなりました。2017年の新車販売の減少は、こうしたペントアップ需要の一段落に伴って、潜在需要水準に回帰する動きが起きたものと解釈出来ます。

以上を踏まえると、2009年を底とした新車販売の急回復プロセスが再現される公算は極めて小さく、同時に2017年の減少にみられた不振が長期化する可能性も小さいと判断されます。今後は潜在需要に見合った新車販売台数に落ち着くと予想されますが、米国では日本と異なって人口増加が見込まれ、潜在需要は底堅く推移することが期待出来るからです。

## 構造変化による下振れも

ただし米国でも、中長期的には二つの構造変化によって、潜在需要に下押し圧力がかかる可能性が指摘されています。

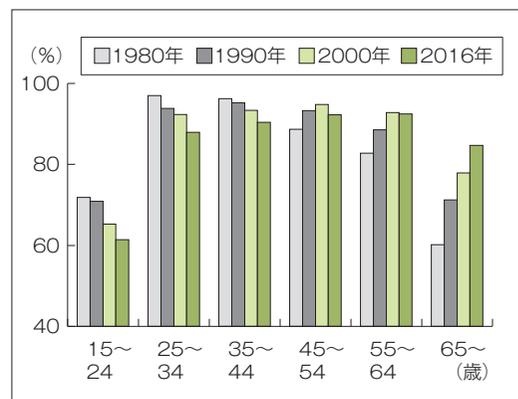
第1に、若年層の車離れです。米国の免許保有割合を年齢層別にみると、とりわけ若年層で大きく低下しています（図

表2）。このため、現在の若年層が中心的な世帯形成層となるにつれて、車離れの動きが高年齢層にまで広がっていくことが予想されます。米国の一世帯当たりの自動車保有台数はこれまで2台程度で推移してきましたが、仮にこれが減少していけば、世帯数の増加に伴う新車需要や既存の世帯が保有する自動車の買い替え需要が大きく減少することになります。

第2に、カーシェアリングといった新たな自動車サービス市場の拡大です。1台の自動車を複数の世帯で共有することになれば、一世帯当たりの自動車保有台数の減少に拍車がかかります。

以上のように、人口動態面から堅調な新車需要が期待される米国でも、様々な逆風が吹き始めていることが分かります。自動車への需要を維持・向上させていくためには、自動運転車の開発や、自動車産業のサービス産業化、いわゆるMaaS（Mobility as a Service）など、新たな技術やサービスの開発に本腰を入れて取り組んでいくことが必要といえましょう。（長野）

図表2 年齢別の自動車免許保有割合



(資料) Federal Highway Administration "Highway Statistics", U.S. Census Bureauを基に日本総合研究所作成

## 地方自治体の行政サービスの地域差について考える

わが国では、かねてより地方自治体（以下、自治体）への事務や権限の移譲、国による義務付け等の見直し等を行う地方分権改革が進められてきました。こうしたなか、多くの自治体によって、様々な行政サービスが主体的に実施される一方で、一部の限られた自治体での目立ったサービスの充実ぶりも指摘されています。そこで以下では、行政サービスの提供に際し自治体が主体性を発揮することのメリットと現状における問題点、その是正に向けた動きについて整理しました。

### 多様化が進む地方の行政サービス

わが国では、行政が担う役割のうち、教育や福祉、保健・衛生といった住民に身近な分野の多くを主に自治体が担っています。例えば、2016年度決算をみると、ごみ処理等の衛生費の99%、学校教育費の87%、福祉等の民生費（年金関係を除く）の71%を自治体が支出しています。その多くは、国から負担金等の交付とともに義務付けられた「標準的な行政サービス」として、全国で実施されるべき必要最低水準の内容が法令等で定められています。

こうしたなか、自治体は独自の行政サービスを追加することで、住民の教育環境や福祉等の一段の充実を図っています。どのような行政サービスを追加するかは自治体の裁量に任されていることから、結果的に自治体ごとの行政サービスの多様化が進んでいます。例えば、子供の医療費に対する援助をみると、全ての都道府県および市区町村で実施されるなか、所得制限や一部自己負担の有無、対象年齢といった制度の詳細は自治体によって異なります（図表1）。

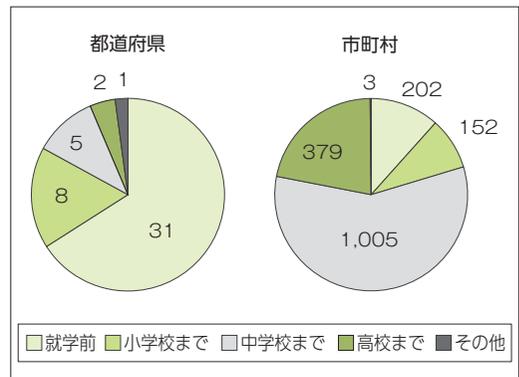
こうした自治体独自の行政サービスについては、①自治体が主体的に企画・立

案・実施することで、地域の風土や人口構成、産業構造や住民のニーズ等の地域の特性を踏まえた最適な行政サービスが提供される、②他の自治体との違いを打ち出すことで、地域への企業誘致や子育て世帯の流入等の可能性が高まる、といったメリットが期待されています。

### 懸念される地域差問題

しかしながら、近年、本来的には機会の均等や公平な政策対応が求められる医療や教育等の分野で、行政サービスの地域差の拡大が問題視される事例がみられます。例えば、私立高校の授業料支援制度は都道府県ごとに内容が異なっており、多くが年収250万円未満や同350万円未満の低所得世帯を対象とするなか、大都市圏の都府県では同600万円程度～

図表1 乳幼児等医療費に対する援助の対象年齢別自治体数  
(通院、2016年4月1日現在)



(資料) 厚生労働省「平成28年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」(平成29年7月7日)

- (注) 1. 都道府県の就学前は3歳未満、4歳未満、5歳未満を含む。小学校までは9歳年度末と12歳年度末の合計。その他は新潟県での、市町村が実施するものへの補助で、対象年齢・所得年齢・一部自己負担に関する規定なし。  
2. 市町村の小学校までは7歳未満、7歳年度末、9歳年度末、10歳年度末の合計。高校までは16歳年度末と18歳年度末の合計。その他は20歳年度末と22歳年度末の合計。

900万円程度の比較的高所得層も支援の対象となっています。こうした点を踏まえ、17年4月の経済財政諮問会議では「意欲と能力のある学生に対する機会均等が求められる教育分野での所得間や地域間の格差拡大は避けるべき」と指摘しています。

### 地域差の主因は地方税収の偏在

ではなぜ行政サービスの地域差がこのように拡大するのでしょうか。以下のような地方財政の現況を踏まえると、地方分権改革の進展や地域住民の選択の結果といった側面よりむしろ、基本的には、地方税収の地域間での偏在に起因していると考えられます。

第1は、自治体による独自課税の低調さです。基本的に地方税法に定められた全国一律の方式で課税される地方税について、自治体は一定の要件のもとで独自の上乗せ課税を行うことが認められています。しかし、実際の独自課税による税収は全国計で6,600億円程度（15年度）と地方税収の1.7%にとどまり、行政サービスの地域差の主因とは言い難いのが実情です。

第2は、地方税収と地方歳出額の分布状況の乖離です。都道府県別にみると、税収の多い上位6都府県（東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉）で地方税収全体の49%を占めますが、歳出のシェアは34%に過ぎません（図表2）。6都府県はいずれも大都市圏ですが、なかでも東京への税収の集中度合いが大きく、税収全体に占める割合は18%と、2位の神奈川県（7.5%）の2倍を超えています。これは主に大都市圏に本来必要な歳出を大きく上回る税収が集中していることを意味します。こうした自治体では、超過した分を財源に独自の行政サービスの一段の

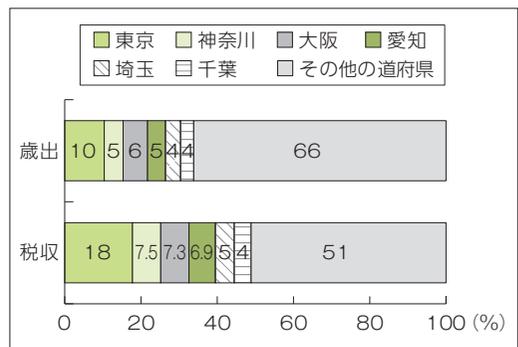
充実を図ることが出来る一方、それ以外の自治体で独自の行政サービスを実施するのには、その財源確保がままならないのが現実です。

### 地方税の偏在是正を目指す動き

地方税の偏在を主要な税目別にみると、地方法人課税で著しく、15年度には法人住民税の29.3%、法人事業税の25.4%が東京に集中しています。このため、偏在是正に向けて、19年の消費税率の引き上げに合わせて、法人住民税の縮小と全額が地方交付税の財源に使われる地方法人税（国税）の拡大が予定されています。さらに、本年5月には、地方法人課税の新たな偏在是正策を議論するための検討会が総務省に設置されています。

いずれにせよ、行政サービスの地域差が地域住民の選択と無縁の要因で拡大することは、機会の均等を崩すだけでなく、国民の不公平感を高めかねません。地域住民自らの意思に基づく追加負担によってニーズに応じた行政サービスの充実が図られることが重要といえるでしょう。（蜂屋）

図表2 税収上位6都府県の税収と歳出のシェア（2015年度決算）



（資料）総務省「平成27年度 地方財政統計年報」  
（注）都道府県と市町村の合計。歳出を合計する際、重複計上を調整している。

## ■ 中小企業での活用が期待される企業間データ連携

第4次産業革命といわれるデジタル変革の進展で、企業間でデータを連携させ、新たな付加価値を創造する機運が高まっています。今回は、中小企業のデータ連携の基盤となる共通EDIを中心にその動向を整理しました。

### 中小企業におけるEDI導入の問題点

最近、人工知能（AI）やIoTの実用化によって企業間のデータ連携が新たな価値創出の源泉として注目を集めるようになっていますが、企業間のデータを連携させる仕組みには以前よりEDI（電子データ交換：Electronic Data Exchange）が存在します。企業間取引においては、①受注・発注、②出荷・納品、③請求・支払い等の各種取引情報のやり取りが大量に発生し、この処理を紙伝票や電話・FAXで業務を行うと膨大な手間・コストが双方の多大な負担になります。EDIは企業間でお互いの取引情報を専用回線で接続し、情報のやり取りを自動化するものです。

わが国では1970年代から各企業が独自に専用回線でシステムを構築した専用EDIがその始まりとされます。1980年代から業界ごとに通信手順などが制定され、大企業を中心に導入が進みました。その後、インターネットの普及とともにWEBベースEDIなどの普及も進みましたが、業界ごとに標準が異なるため、業界をまたがる取引や複数の業界との取引がある場合には、多種類のシステムを使い分けることが必要となり、システム間のデータの互換性が確保されていないため、EDIを利用しにくいという問題がありました。とりわけ、2次下請け、3次下請けなどの中小企業においては、多種類

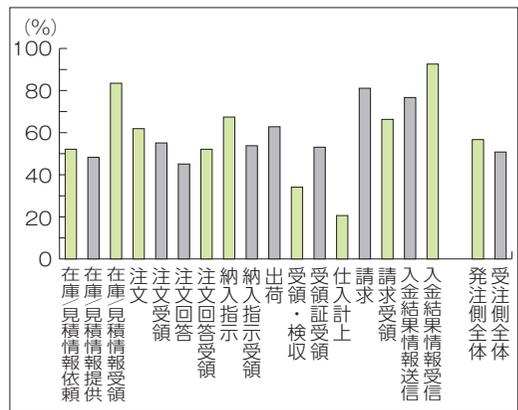
のEDIシステムを導入すると、取引規模に見合わない運用コストが発生することから、あまり普及が進んでおらず、現在でも受発注などの業務をFAXや電話で行う企業が少なくありません。

### 業界横断EDIに向けた取り組み

このような状況を背景として、産業全体のビジネスインフラとなる業界横断EDIを構築し、大企業だけではなく、中堅・中小企業も含めて普及させていくことを目指した取り組みがこれまで進められてきました。業界横断EDIに求められる条件としては、①国際標準EDIに準拠していること（国際性）、②それぞれの業界EDI間で相互運用性があること（実際性）、③中小企業の経営に役立つEDIであること（健全性）、が追求されました。

2009年から経済産業省が次世代EDI推進協議会を設立して3カ年事業として共通EDIの仕様が検討され、2012年からはITコーディネータ協会が中心となって民間主体で取り組むことになりました。

図表 1 業務プロセス別の平均業務削減率（中小企業のみ）



(資料) ITコーディネータ協会「平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業 調査報告書」(2018年3月)

2017年には六つの業界、五つの地域において実証プロジェクトが行われ、その業務時間削減効果は全プロジェクト平均で53.3%とほぼ半減する結果となりました（図表1）。

それらの結果を踏まえて、2017年12月に中小企業共通EDI標準（案）が整備されました。今後は、中小企業共通EDI標準に準拠した業務アプリおよびプロバイダのサービス提供が開始されると期待されますが、それらを利用するユーザー企業は、利用するアプリ一つで、複数の取引先の異なる受発注システムとデータ連携することが可能になるほか、取引先が業界標準EDI等の受発注システムをすでに利用している場合であっても、取引先のシステムはそのまま、ゲートウェイ経由で接続することにより連携が可能となります（図表2）。

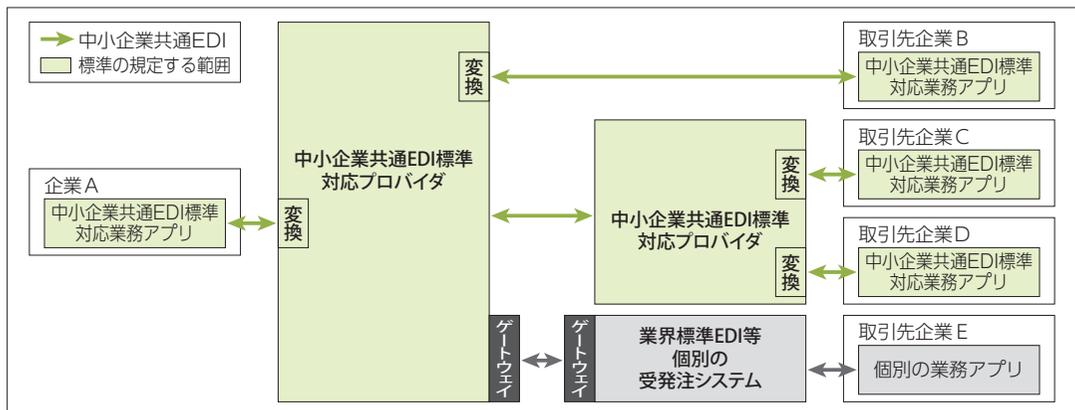
このように、中小企業におけるEDI導入で支障となっていた「多システム問題」が解消されるとともに、受発注データを統一的に活用する環境が整うことにより、中小企業においてもデータ連携に向けた

基盤整備が大きく進展すると思われます。

### 金融EDIの活用で決済情報との連携が可能に

共通EDIの普及により商流情報のデータ連携・活用可能性の拡大が今後期待されるなか、決済情報データの連携についても、環境整備が進んでいます。具体的には、2018年12月より振込に関する様々な情報（支払い通知番号、請求書番号など）を受取企業に送信することを可能にするシステムである金融EDIが稼働する予定です。これまでは、振込の際に送信出来るメッセージは固定長形式で20桁までという制限がありましたが、今後は請求書番号等の商取引に関する情報を添付することが可能となり、これによって受取企業側での売掛金の消込作業が効率化され、事務負担の軽減が期待されます。中小企業が共通EDIに決済情報を金融EDIで連携することで、業務の大幅な効率化を図るとともに、企業間取引データの活用可能性が高まることが期待されます。（藤田）

図表2 中小企業共通EDI標準によるデータ連携の仕組み



（資料）次世代企業間データ連携調査事業事務局「中小企業共通EDI標準 概要説明資料」（2017年12月）

## 中国経済の現状と展望

2017年秋の党大会後に中国経済は減速するとの見方が優勢でしたが、その後も実質GDPが高めの伸びを維持するなど、景気は大方の予想以上に堅調を保っています。IMFも2018年の成長率見通しを引き上げるなど、徐々に楽観的な見方が広がっています。その一方で、足元では弱い動きも散見されるようになりました。そこで以下では、中国経済の現状を整理したうえで、今後の行方を展望しました。

### 三つの分野で弱い動き

足元の弱い動きは、主に三つの分野に表れています。

第1に、耐久消費財です。昨年末に小型車に対する減税措置が終了したため、4月の自動車販売台数は昨年ピークを1割下回る水準に落ち込んでいます。また、スマートフォンの普及一巡を背景に、4月の国内向け携帯電話出荷台数も前年比二桁減となりました。

第2に、政府の規制強化により、一部の固定資産投資が失速しています。昨年からは政府が環境規制に本腰を入れたため、民間鉄鋼メーカーなどの設備投資が減少に転じました。また、ここ数年ブームとなっていたPPP（官民連携）の仕組みを使った地方のインフラ投資に対して、抑制姿勢を強めています。

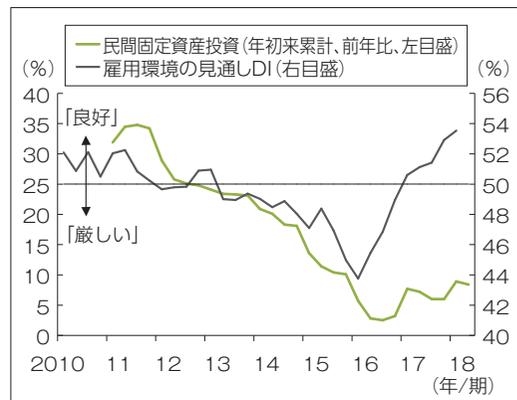
第3に、輸出の減速です。中期的なすう勢でみれば大きく落ち込んでいるわけではありませんが、昨年の伸びが急ピッチだったため、足元の輸出は増勢鈍化の兆しがみられるようになりました。

### 内需が景気を下支え

もともと、こうした弱めの動きは一部にとどまっており、景気を大きく下押しするほどのマイナス影響は顕在化していません。むしろ、景気を支える前向きな動きも同時に見受けられます。

第1に、民間設備投資の拡大です。2016年まで減速傾向をたどった民間固定資産投資の伸び率が足元で高まりつつあります（図表1）。業種別にみると、娯楽や教育などのサービス業に加え、通信機械やコンピューターなど製造業の伸び率も高まっています。この背景には、景気回復で設備稼働率が上昇したことに加え、政策面の支援も大きく寄与しています。すなわち、製造強国を目指すための包括的パッケージである「中国製造2025」、インターネットを活用してあらゆる

図表1 中国の民間投資と雇用環境の見通しDI



(資料) 中国国家统计局、中国人民銀行

- (注) 1. 民間固定資産投資の直近値は、2018年1～4月の値。  
2. 雇用環境の見通しDIは「将来の雇用環境は良好」－「厳しい」+50、調査対象は全国2万世帯、日本総合研究所が季節調整。

る産業の付加価値を高める「インターネットプラス」、製造プロセスの高度化を目指す「ロボット産業発展計画」などが相次いで策定されました。中国政府は、AIやIoTなど最新技術を活用しつつ、新規ビジネス創出や産業活性化を進めることを目指しており、こうした新しい政策軸が製造業の投資活動を活発化させています。

第2に、個人消費の拡大です。ここ数年、実質GDP成長率に対する個人消費の寄与率は高まりつつあります。こうした消費拡大を実現させたのが、所得環境の改善です。中国でも、景気拡大の持続と生産年齢人口の減少により人手不足感が強まっています（前掲図表1）。そのため、賃金が着実に増加しており、雇用者に対する付加価値分配率も高まる方向にあります。

以上を踏まえれば、これまでの高めの成長ペースから若干の減速は余儀なくされるものの、民間需要に支えられて堅調な成長が続くことが期待出来ます。

### 製造業への逆風がリスク

もちろん、中国経済はかねて指摘されているように様々な下振れリスクを抱えています。過剰債務、不動産バブルなどのリスク要因のほか、短期的観点では、製造業活動への逆風に注意が必要です。

先に指摘したように、中国の製造業は設備投資を急拡大させていますが、ここにきて変調の兆しもみられるようになりました。実際、わが国の中国からの工作機械受注は、2016年以降に急ピッチで拡大した後、本年入り後は弱含みに転じて

います（図表2）。2016～17年の増加ペースは、リーマン・ショック後に4兆元の大型景気対策を打ち出したときと同じペースであったため、さすがに設備過剰感が高まってきたものと推測されます。

さらに、通商面からの下振れ圧力にも注意が必要です。米トランプ政権が打ち出した様々な対中貿易制裁が実行された場合、中国経済が大きな打撃を受けることはいうまでもありません。とりわけ、製造業のハイテク分野への影響が最も懸念されます。実際、米国の対中制裁は「中国製造2025」の実現阻止が隠れた目的の一つとの見方もあります。ハイテク製造業を狙い撃ちした制裁措置が強まれば、中国政府が目指す産業・経済構造の高度化にもブレーキがかかることになります。

中国の製造業活動は、わが国の原材料・資本財産業にも大きな影響を及ぼすだけに、今後の動向を注視していく必要があります。（関）

図表2 中国からの工作機械の受注額（季調値）



（資料）日本工作機械工業会  
（注）日本総合研究所が季節調整。

# データ アイ 地域別にみた外国人の就労状況

**わ**が国で就労する外国人労働者は年々増加しています。

厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」をみると、わが国の事業所で雇用されている外国人労働者は2017年10月末現在で128万人であり、2012年と比較すると倍増しています(図表1)。外国人労働者増加の背景としては、高度な能力を持つ外国人材や留学生の受け入れを政府が推進していること、雇用情勢の改善が進むなかで技能実習生などの活用が進んでいること等があげられます。

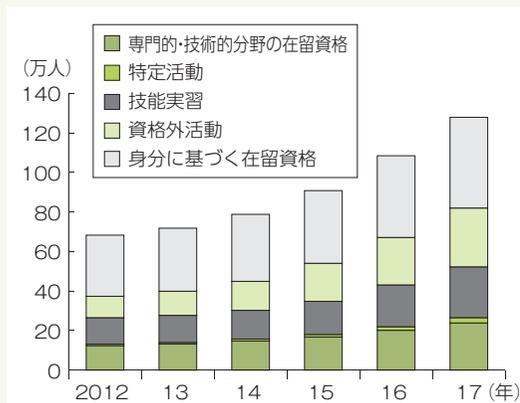
わが国の雇用者全体に占める外国人労働者の割合は2017年で2%にとどまりますが、近年の雇用者増には外国人労働者の支えが大きくなっています。総務省「労働力調査」をみると2012年から2017年にかけて雇用者は306万人増加しましたが、5人に1人は外国人労働者でした。

次に、外国人労働者の地域別割合<sup>(注)</sup>をみると、2017年は、南関東が45%、うち東京都だけで31%を占め、首都圏に集中しています。  
(注) 総務省「労働力調査」による地域区分。

一方で、外国人材に頼らなければ地域経済の維持が困難ともいえる状況がみられる地域もあります。

2012年から2017年の間に増加した雇用者のうち、四国ではほぼ全数、北陸や北関東・甲信では3人に1人が外国人労働者です(図表2)。しかもこの5年間に増加した外国人労働者を在留資格別にみると、四国や北陸では技能実習が相対的に大きな割合を占めています(図表3)。わが国では単純労働者の受け入れを認めておらず、技能実習は開発途上国の人材育成と

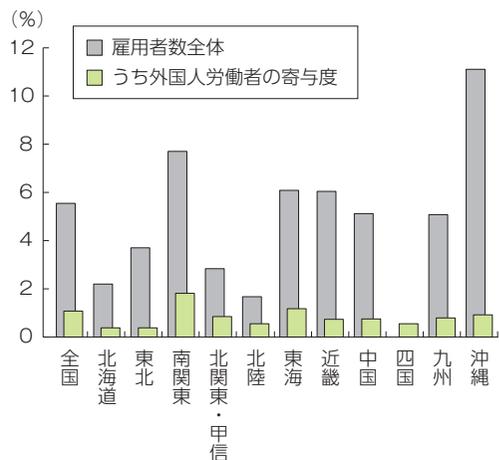
図表1 在留資格別外国人労働者数の推移



(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

(注) 外国人労働者には特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は含まない。「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるもの(経営者、技術者、研究者等)。「特定活動」とは、法務大臣がとくに指定する活動を行うもの。「技能実習」とは、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とする実習を行うもの。「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(留学生のアルバイト等)。「身分に基づく在留資格」とは、永住者、日系人、日本人の配偶者等が該当。

図表2 地域別にみた雇用者数の伸びに対する外国人労働者数の伸びの寄与(2012→2017年)



(資料) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より日本総合研究所作成

(注) 地域区分は総務省「労働力調査」に準拠。

いう国際貢献としての位置づけですが、製造業等を中心に実質的な生産活動の担い手となっているとみられます。労働基準監督機関による調査では、外国人技能実習生の実習実施機関における法令違反事業所比率は低下傾向にあるとはいえ、国内事業所に比べて高めで推移しています（図表4）。外国人労働者の影響が増している地域においては、受け入れ企業側の適切な雇用管理など労働環境整備が重要であるのはもちろんですが、地域社会における生活者として外国人を受け入れ

る環境づくり等も自治体や企業にとって今後重要性を増すものと思われます。

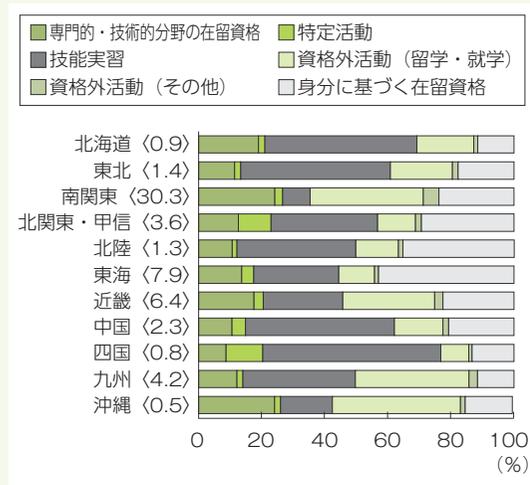
**また、高度な能力を有する外国人材の活躍も期待されます。**

高度専門職や企業等の管理者などの「専門的・技術的分野の在留資格」を有する、外国人被雇用者は直近5年間で11万人増えました。地域別には南関東が7万人、近畿と東海がそれぞれ1万人と、都市圏が中心ですが、人数は少ないながらも、沖縄や北海道では他の地域に比べると相対的に「専門的・技術的分野」の

外国人労働者の伸びの寄与が大きくみられます（図表3）。その背景には大学の存在などが考えられ、こうした外国人労働者の活躍は、地域の課題を解決していくうえでカギになるとみられます。

以上のように、外国人労働者の就労状況は地域によって大きな差があります。政策対応については全国一律的なものではなく、各地の実情に合わせて、きめ細かく行うことが重要といえましょう。（西浦）

図表3 外国人労働者増加数の在留資格別内訳（2012→2017年）



(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」  
 (注) 地域区分は図表2に同じ。〈 〉内は労働者数 (単位は万人)。

図表4 労働基準監督機関による事業所監督状況（法令違反事業所比率）



(資料) 厚生労働省「労働基準監督年報」、「外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況」

# KEY INDICATORS

(2018年6月15日現在)

## ● 日 本 ●

(%)

	2017年度	2017年	2018年	2018年			
		10～12	1～3	2月	3月	4月	5月
鉱工業生産指数	(4.1)	<1.6> (4.6)	<▲1.3> (2.4)	<2.0> (1.6)	<1.4> (2.4)	<0.5> (2.6)	
鉱工業出荷指数	(3.3)	<0.8> (3.1)	<▲1.1> (1.5)	<1.6> (0.7)	<1.2> (1.4)	<1.6> (3.6)	
鉱工業在庫指数 (末)	(3.9)	<2.2> (1.9)	<3.4> (3.9)	<0.5> (1.6)	<3.3> (3.9)	<▲0.6> (1.7)	
生産者製品在庫率指数	(▲0.4)	<0.9> (1.8)	<2.5> (3.4)	<0.3> (2.6)	<2.7> (5.5)	<▲2.8> (0.6)	
稼働率指数 (2010年=100)	101.7	102.7	101.0	101.9	102.4	104.2	
第3次産業活動指数	(1.1)	<0.5> (1.1)	<▲0.1> (1.1)	<0.1> (0.9)	<▲0.3> (0.9)	<1.0> (1.4)	
全産業活動指数 (除く農林水産業)	(1.8)	<0.7> (1.8)	<▲0.4> (1.3)	<0.4> (1.1)	<0.0> (1.1)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(▲0.8)	<0.3> (0.0)	<3.3> (0.2)	<2.1> (2.4)	<▲3.9> (▲2.4)	<10.1> (9.6)	
建設工事受注 (民間)	(0.6)	(3.5)	(1.0)	(18.4)	(▲1.1)	(8.3)	
公共工事請負金額	(▲4.3)	(1.1)	(▲15.6)	(▲20.2)	(▲14.5)	(5.5)	(3.5)
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	94.6 (▲2.8)	94.8 (▲2.5)	89.2 (▲8.2)	92.6 (▲2.6)	89.5 (▲8.3)	99.2 (0.3)	
百貨店売上高 全国	(0.3)	(▲0.1)	(▲0.7)	(▲0.9)	(0.1)	(0.7)	
チェーンストア売上高 東京	(0.9)	(1.5)	(0.1)	(0.6)	(0.1)	(1.9)	
完全失業率	2.7	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	
有効求人倍率	1.54	1.57	1.59	1.58	1.59	1.59	
現金給与総額 (5人以上)	(0.7)	(0.7)	(1.4)	(1.0)	(2.0)	(0.8)	
所定外労働時間 (//)	(0.4)	(1.2)	(▲1.2)	(▲0.9)	(▲0.9)	(▲0.9)	
常用雇用 (//)	(2.5)	(2.6)	(1.9)	(2.0)	(1.9)	(1.6)	
M2 (平残)	(3.8)	(3.9)	(3.2)	(3.2)	(3.1)	(3.2)	(3.2)
広義流動性 (平残)	(3.2)	(3.6)	(3.0)	(2.9)	(2.9)	(3.1)	(3.0)
経常収支 (兆円)	21.74	4.33	5.81	2.08	3.12	1.85	
前年差	0.72	0.29	▲0.22	0.83	0.13	1.35	
貿易収支 (兆円)	4.58	1.15	0.71	0.19	1.19	0.57	
前年差	▲1.20	▲0.60	▲0.37	▲0.89	0.33	0.02	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(0.7)	(0.9)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	

(%)

	2017年度	2016年	2017年				2018年
		10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
業況判断DI 大企業・製造		10	12	17	22	25	24
非製造		18	20	23	23	23	23
中小企業・製造		1	5	7	10	15	15
非製造		2	4	7	8	9	10
売上高 (法人企業統計)		(2.0)	(5.6)	(6.7)	(4.8)	(5.9)	(3.2)
経常利益		(16.9)	(26.6)	(22.6)	(5.5)	(0.9)	(0.2)
実質GDP (2011年連鎖価格)	(1.6)	<0.2> (1.5)	<0.7> (1.4)	<0.5> (1.6)	<0.5> (2.0)	<0.3> (1.9)	<▲0.2> (1.1)
名目GDP	(1.7)	<0.3> (1.4)	<0.1> (0.6)	<0.9> (1.2)	<0.8> (2.1)	<0.2> (2.0)	<▲0.4> (1.6)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、( )内は前年(同期(月))比。

## ●米 国●

	2017年	2017年		2018年	2018年		
		7～9	10～12	1～3	3月	4月	5月
鉱工業生産	(1.6)	〈▲0.4〉 (1.3)	〈1.9〉 (3.0)	〈0.6〉 (3.4)	〈0.5〉 (3.6)	〈0.9〉 (3.6)	〈▲0.1〉 (3.5)
設備稼働率	76.1	75.8	77.0	77.2	77.5	78.1	77.9
小売売上高	(4.7)	〈1.1〉 (4.2)	〈2.3〉 (5.6)	〈0.4〉 (4.5)	〈0.7〉 (5.1)	〈0.4〉 (4.8)	〈0.8〉 (5.9)
失業率 (除く軍人、%)	4.4	4.3	4.1	4.1	4.1	3.9	3.8
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	2,275	553	556	633	155	159	223
消費者物価指数	(2.1)	〈0.5〉 (2.0)	〈0.8〉 (2.1)	〈0.9〉 (2.2)	〈▲0.1〉 (2.4)	〈0.2〉 (2.5)	〈0.2〉 (2.8)

	2017年	2016年	2017年			2018年	
		10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(2.3)	{1.8} (1.8)	{1.2} (2.0)	{3.1} (2.2)	{3.2} (2.3)	{2.9} (2.6)	{2.2} (2.8)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲4,662 ▲2.4	▲4,560 ▲2.4	▲4,515 ▲2.4	▲4,950 ▲2.6	▲4,059 ▲2.1	▲5,126 ▲2.6	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、〈 〉内は季節調整済み前期比、  
( ) 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

## ●アジア●

### 実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2016年	2.9	1.4	2.2	2.4	3.3	4.2	5.0	6.9	6.7
2017年	3.1	2.9	3.8	3.6	3.9	5.9	5.1	6.7	6.9
2016年10～12月	2.6	2.8	3.4	3.7	3.0	4.5	4.9	6.7	6.8
2017年1～3月	2.9	2.6	4.4	2.5	3.4	5.6	5.0	6.5	6.9
4～6月	2.8	2.3	3.9	2.8	3.9	5.8	5.0	6.6	6.9
7～9月	3.8	3.2	3.6	5.5	4.3	6.2	5.1	7.2	6.8
10～12月	2.8	3.4	3.4	3.6	4.0	5.9	5.2	6.5	6.8
2018年1～3月	2.8	3.0	4.7	4.4	4.8	5.4	5.1	6.8	6.8

### 貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2016年	89,233	49,753	▲54,421	46,192	21,190	21,266	9,533	▲26,702	509,705
2017年	95,216	57,983	▲61,886	45,564	13,931	22,701	11,871	▲27,379	419,428
2017年3月	6,058	3,973	▲5,443	4,331	1,617	1,217	1,396	▲2,104	22,473
4月	12,884	2,778	▲4,391	4,212	57	1,966	1,319	▲1,554	36,313
5月	5,639	3,447	▲4,578	3,438	944	1,278	578	▲2,507	39,825
6月	10,721	5,853	▲6,191	4,270	1,917	2,313	1,664	▲1,586	41,305
7月	10,223	5,401	▲3,791	4,198	▲188	1,874	▲274	▲1,305	44,879
8月	6,556	5,727	▲4,542	4,234	2,090	2,338	1,720	▲2,736	40,102
9月	13,419	6,663	▲5,722	4,036	3,358	2,044	1,779	▲1,752	27,412
10月	6,935	5,263	▲5,632	3,231	214	2,470	1,001	▲2,585	36,889
11月	7,694	5,884	▲5,087	3,253	1,763	2,390	215	▲3,280	38,538
12月	5,511	6,133	▲7,667	3,335	▲278	1,779	▲220	▲3,972	54,071
2018年1月	3,523	2,686	▲4,083	4,258	▲119	2,446	▲756	▲3,163	19,040
2月	2,860	3,068	▲5,463	3,277	808	2,306	▲53	▲2,890	32,690
3月	6,694	6,010	▲7,078	4,455	1,268	3,765	1,123	▲2,608	▲5,270
4月	6,568	4,154	▲5,982	4,614	▲1,283	3,363	▲1,629	▲3,615	28,300
5月	6,731	4,406							24,922



SMBC

SUMITOMO  
MITSUI  
BANKING  
CORPORATION

マンスリーレビュー 2018年7月号

発行日 2018年7月1日

発行 株式会社 三井住友銀行

企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL (03)6833-1655

\*本誌には再生紙を使用しております